

第1章 いじめ防止に向けた学校の方針

1 基本理念

弘前高校は、目指す人間像として「持って生まれたものを深くさぐって強く引き出す人」を掲げ、自己の確立をめざし、品格のある高い志と強い信念を持った人間を育てる教育を推進している。このことは、豊かな人生を送るために、知・徳・体の調和のとれた人間形成をめざす全人教育を根底とするものであり、そのような学校において、人格を傷つけ人権を侵害するいじめは決して許される行為ではない。

本校はここに、生命の尊厳と人権を尊重する精神をすべての教育活動で徹底することを決意し、弘前高等学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義と基本認識、その態様

いじめとは

生徒に対して、その生徒と一定の人的関係にある者が、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であり、当該行為の対象となった生徒が精神的又は肉体的な苦痛を感じているものを言う。

基本認識

- ①いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得る。
- ②いじめは絶対に許されない行為である。
- ③いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ④いじめはその態様により暴行、恐喝等の刑事罰に抵触する。
- ⑤いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題である。

- ①冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言う。…脅迫、名誉毀損、侮辱
- ②仲間はずれ、集団による無視 …刑法には抵触しないが、ここから更に発展して
いく可能性がある。
- ③軽くぶつかったり、遊ぶふりをして叩いたり、蹴ったりする。…暴行
- ④ひどくぶつかったり、叩いたり、蹴ったりする。…暴行、傷害
- ⑤金品をたかる。…恐喝
- ⑥金品を隠す、盗む、壊す、捨てる。…窃盗、器物破損
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことを強要する。…強要、強制わいせつ
- ⑧ネット上で誹謗中傷する。…名誉毀損、侮辱

3 組 織 活動の詳細については防止体制1～防止体制3（7ページ～9ページ）

いじめ防止対策チームA（平常時及びいじめ発生時の対応）

教頭、生徒指導主任、各学年生徒指導担当、保健主事

いじめ防止対策チームB（重大事態発生時）

チームA、各学年主任、各分掌主任、いじめ防止専門員

※必要に応じて、学校医、警察にも加わってもらう

4 年間計画

月	内 容	場 面	備 考
4	・全職員で基本方針確認 ・保護者との連携 ・第1回いじめ防止対策委員会 ・情報モラル教室 ・エンカウンター ・生徒指導部会議(原則毎週)	・職員会議 ・PTA 総会 ホームルーム活動	・活動方針、年間計画作成 ・情報共有 ・未然防止
5	・いじめ実態調査① ・第2回いじめ防止対策委員会開催 ・個人面談	アンケート実施 クラス担任による	・全職員による情報共有 ・実態把握、早期発見 ・未然防止
6	・第3回いじめ防止対策委員会 ・職員研修	職員会議	・いじめ防止専門員と情報共有、助言 ・生徒理解

	・学年 PTA ・教育相談委員会①		・保護者との連携 ・実態把握、早期発見、未然防止
7	・弘高祭	学校行事	・いじめをしない環境作り
8	・随時個人面談		・早期発見 ・夏季休業中、休業明け要注意
9	・いじめ実態調査② ・第4回いじめ防止対策委員会 ・カウンセラーによる面談（随時～2月） ・運動会	アンケート実施 学校行事	・全職員による情報共有 ・実態把握、早期発見、未然防止 ・いじめをしない環境作り
10	・修学旅行、遠足 ・随時個人面談	学校行事	・いじめをしない環境作り ・早期発見
11	・いじめ防止対策の評価	職員アンケート	・PDCA サイクルの確立
12	・いじめ防止対策の評価 ・教育相談委員会②	保護者アンケート	・実態把握、早期発見、未然防止
1	・いじめ実態調査③ ・第5回いじめ防止対策委員会	アンケート実施	・全職員による情報共有 ・実態把握、早期発見、未然防止
2	・教育相談委員会③		・実態把握、早期発見、未然防止
3	・第6回いじめ防止対策委員会		・いじめ防止専門員と情報共有、助言 ・活動反省、次年度への提言

第2章 いじめ防止

3

1 防止の考え方

「いじめは、どの集団にも起こり得る」という認識を持ち、生徒を「加害者にも、被害者にも、傍観者にもしない」という教育を実現するために、いじめの未然防止に努める。

2 防止に向けた体制

防止体制1（7ページ）による

3 防止のための心がけ

以下のことを十分認識した上で日常の教育活動に取り組む。

- (1) HRや授業の担当者は、生徒たちの些細な言動から個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高める努力をする。
- (2) 気付いた違和感などはHR担任と教科担当者、学年主任が密に情報共有をし、またいじめ防止対策委員会へ報告する。
- (3) 委員会に報告があった内容については必ず委員会の議題として取り上げ、対応の仕方について学年に説明する。又は具体的な改善案を示す。
- (4) 教員の言動が特定の生徒へのからかいに繋がることもあり、そこからいじめへと発展することもあり得るという認識を持ち、十分注意を払う。
- (5) 教職員は、生徒が自己有用感や充実感を得ることができる指導力を身に付ける努力を怠らない。また、命や人権を尊重する豊かな心を育てるために、道德教育、人権教育、体験教育を常に意識した授業や特別活動になるよう自己研鑽に努める。委員会は最低1年に1回は教職員の生徒指導力向上のための研修を開催する。

第3章 未然防止と早期発見

1 未然防止と早期発見の考え方

いじめの未然防止と早期発見に当たっては、職員の同僚性を重視し情報交換を密にして、協力して生徒の心の成長を促すことが重要である。また早期発見することが早期の解決に繋がることから、日頃から教職員と生徒の信頼関係を構築し、潜在化する前に教職員が気付く、あるいは生徒・保護者から相談できる存在になることが必要である。また、アンケート等を通して生徒や保護者の様子を正確に把握することに努める。

2 早期発見に向けた体制

防止体制2（8ページ）により早期発見、迅速対応に努める。

3 早期発見のための心がけ

以下のことを十分認識した上で日常の教育活動に取り組む。

- (1) 深刻化すればするほど、発見しにくい状況下・場所でのいじめが行われる。
日々の観察や教職員同士の情報交換を怠らず、言動に注意を払う。
- (2) けんかや遊び、ふざけあいのような形態、被害者なのに加害者と仲の良い仲間のような形態、部活動の練習のふりをして攻撃している形態などを軽視せず、その中に入っていく。
それらの生徒たちとの時間を共に過ごす機会を積極的に設ける。

- (3) 校内において、特定の生徒のあだ名が頻繁に言われていたり、集団で特定の生徒をからかっているのに気付いた教員は、ホームルーム担任に早急に知らせる。場合によっては委員会への報告を行う。
- (4) 初期段階で、いじめ被害者と思われる生徒に事情確認をしても「大丈夫、何もない」などの反応が予想されるが、そのまま放置せず必ず事情確認したことを委員会に報告し、対応策を協議する。
- (5) 本人又は父母から訴えがあったときは、直ちに委員会に報告し積極的な対応をする。
- (6) 5月、9月、1月の年3回、アンケートを実施し、実態把握に努める。また、気になる動きを感じたときは、緊急にアンケートを実施する。
- (7) 欠席が3日程度続いたり、欠課が続いた時は、いじめも考慮に入れて家庭と連絡をとる。

第4章 対 応

1 いじめ対応の考え方

いじめを発見したときは、その内容の軽微にかかわらず迅速な対応をし、いじめられている生徒の苦痛を速やかに取り除くこと、いじめている生徒への適切な指導を組織的に行う。問題解決は一時的な処置で終わるのではなく、継続的に行う必要がある。いじめの解消はいじめが止んでいる状態が相当期間(少なくとも3か月程度)継続していることに加え、他の事情も勘案して判断する。

2 発見段階の対応

防止体制2（8ページ）により対応する。

3 生徒、保護者への対応

いじめられた生徒に対して

- ① 事実確認とともに、心の安定を図る。
- ② 事後も守り抜く姿勢で臨む。

いじめられた生徒の保護者に対して

- ① 事実関係を把握したら速やかに全容を説明する。(教頭、委員長)
- ② 今後の学校の対応について詳細に説明する。

いじめた生徒に対して

- ① 事実関係を曖昧にしない姿勢で臨む。
- ② いじめが人として絶対に許されない行為であることを認識させる。

いじめた生徒の保護者に対して

- ① 正確な事実関係を丁寧に説明する。(教頭、委員長)
- ② 「いじめは絶対に許されない行為である」という前提で対処する。

1 ネットいじめとは

(1) メール、ブログ、ライン、ツイッターなどでの個人の誹謗中傷。

- ① 写真をネット上に流出させるなど、個人情報の流出。

※特殊性による危険が潜んでいる

ア 匿名性により、自分だと分からなければ何を書いてもかまわないという発想、誹謗中傷を書き込んだ側にはさして罪悪感がなく、被害者の心理的ダメージとのギャップが大きい。

イ 第3者が流出した個人情報や写真などをさらに加工などをして広めることにより、想像できない範囲にまで届く危険性がある。

2 未然防止

学校での法遵守の徹底や情報モラルの指導だけでは限界がある。極めてプライバシーに関わることであり、保護者（機器貸与者）の責任と指導が不可欠である。また、ネットパトロール隊などとの情報共有が重要である。

(1) 保護者に対して（入学式やPTA集会、面談時に担任等から繰り返し要請する）

- ① パソコンや携帯端末などを与えるときに、必ず使用に際してのルールを作る。フィルタリングや家庭での使用時間は父母等の責任であることを理解してもらう。後手に回れば回るほど後付けのルールは効果がないことも併せて理解してもらう。

(2) 生徒に対して

- ① 年1回、外部の専門家によるネットいじめ防止の講話を開催して危機意識を持たせる。特に一度流出した情報は回収がほとんど不可能であることを意識させる。

3 早期発見・早期対応

＜関係機関と連携したネット上の書込や画像等への対応＞

(1) 生徒、保護者、ネットパトロール隊などから書込などネット上でのいじめが報告された場合は、迅速に対応する。

(2) 書き込んだり、写真を流出させた人物が特定できる場合は速やかにその人物から事情を確認する。保護者にも連絡をし、可能であれば同席してもらって事情を確認し、まずは削除させるなどの対応を迫る。

(3) 人物が特定できないとき

- ① 画面の運営管理者に学校代表で削除の依頼をする。
② 警察への協力要請をする。
③ 全校集会等で直接生徒に訴え、削除するよう促す。

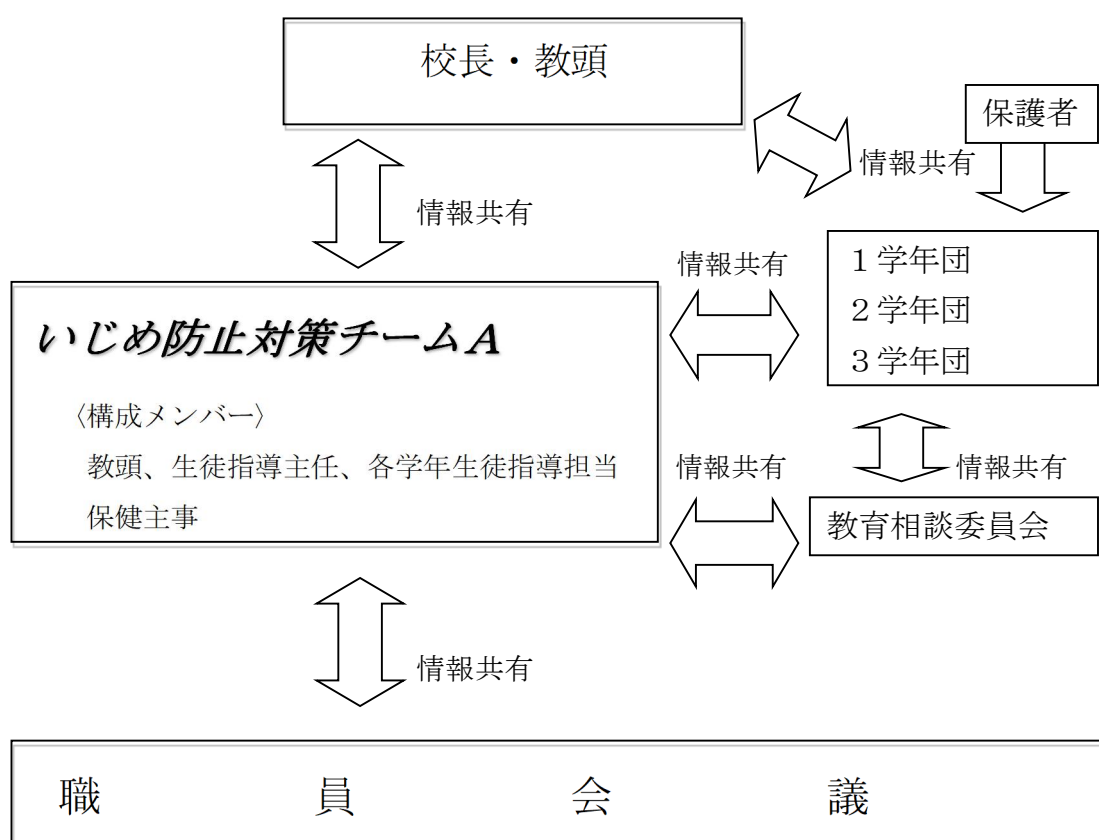
1 重大事態とは

重大事態とは、いじめによりア) 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、イ) 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（年間30日目安、一定期間連続している状態）、ウ) 生徒又は保護者からの重大な被害が生じたという申し立てがあった場合のことをいう。

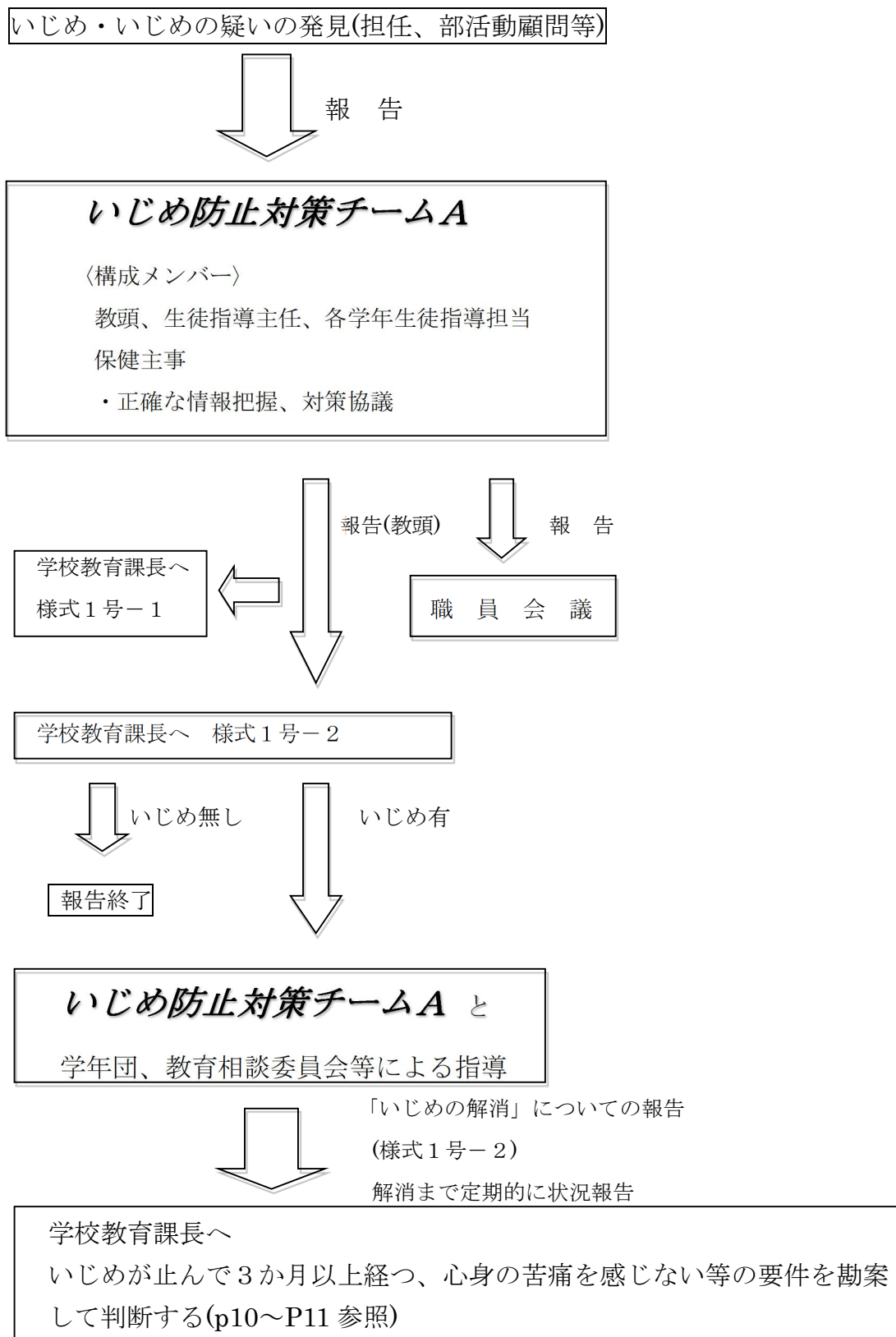
2 対応

防止体制 1

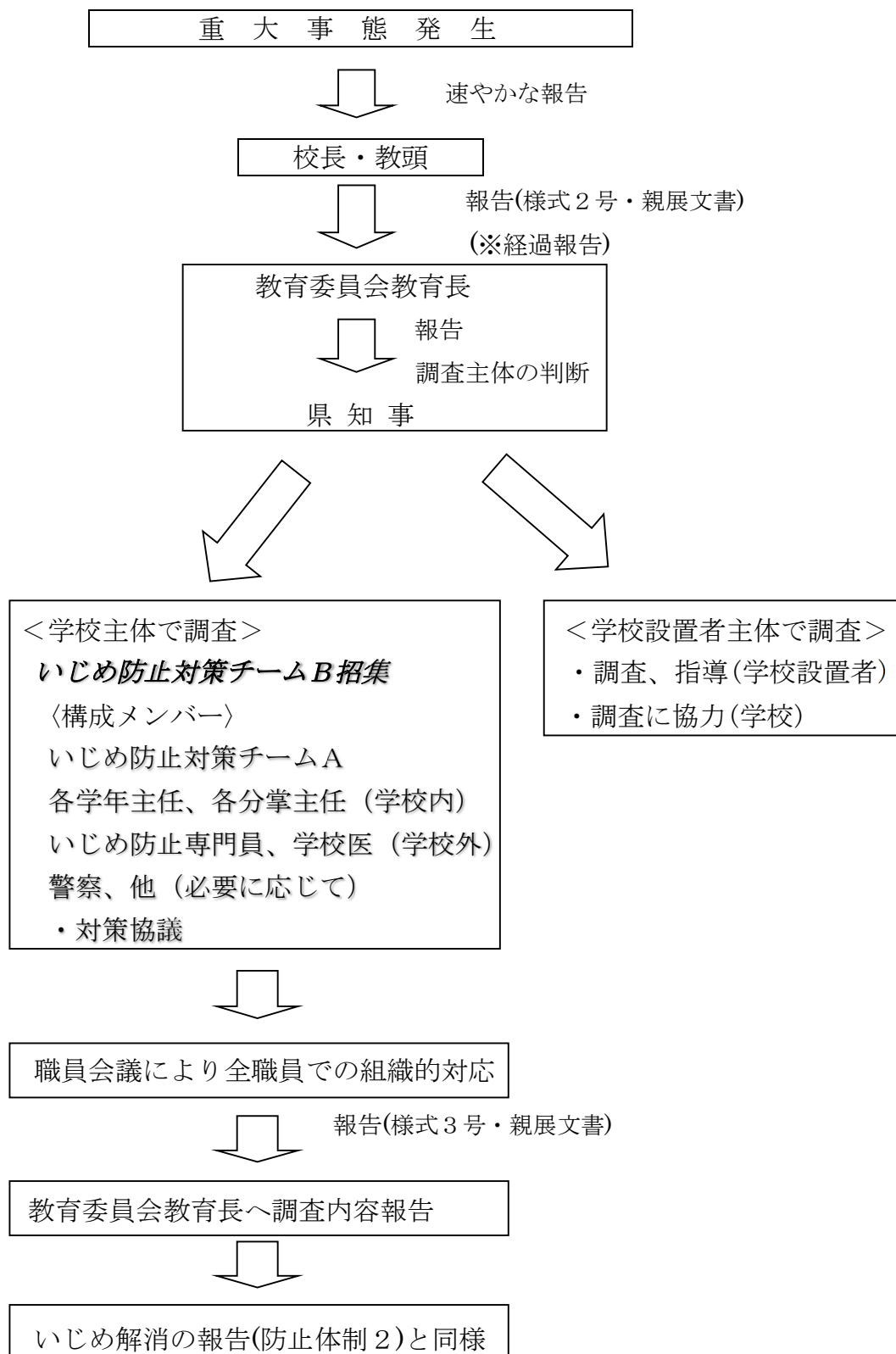
【いじめ防止体制（平常時）】



【いじめ対策体制（いじめ発生時）】



【いじめ対策体制（重大事態発生時）】



いじめ・いじめの疑いの発見

(初期対応は担任、学年団。その後委員会へ報告し、速やかに委員会招集①、誰から聞き取りをすべきか、そして誰が誰を聞き取りするかを素早く決定)

正確な実態把握

- ・生徒1人を必ず2名以上の教員で聞き取り、記録を正確に残す。
- ・傍観者からも必ず聞き取りをする。
- ・被害生徒、加害生徒（と思われる）を別な場所で同時に行う。
- ・納得する経過が判明するまで教室に戻さず、何度も確認しながら聞き取りを行う。

情報共有・指導体制・指導方針の決定

- ・委員会招集②
- ・対応する教職員の役割分担を適切に図る。
(被害生徒、加害生徒、双方の保護者への対応)
- ・関係機関への協力要請の必要性を吟味する。
- ・職員会議招集 すべての教職員の共通理解に努める。

生徒への指導・保護者との連携

- ・被害生徒へのケア（担任、教育相談等）
守るという姿勢をもつ
- ・加害生徒への指導（担任、生徒指導、教育相談等）
いじめの罪深さを認識させる。（懲戒処分等も含めて）
- ・双方の保護者には包み隠さず丁寧な説明をする。（教頭、委員長）
真相究明と納得が得られるまで、加害生徒や保護者に安易な謝罪は求めない。
- ・いじめを報告してくれた生徒に関する情報は伝えない。

継続的な指導

- ・被害生徒、加害生徒への面談（カウンセラーも含め、関係教職員）
- ・傍観者への道徳指導（担任、学年主任等）

いじめの解消

- ・いじめを受けた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む)が止んでいる状態が相当期間(少な

くとも3か月を目安)継続していることまた心身の苦痛を感じていないことが最低の要件であるが、必要に応じて他の事情も勘案して判断する。

評 価

- ・いじめ防止の取り組みについては学校評価において多角的に評価し、PDCAサイクルの確立を図る。

この規定は令和4年4月1日より適用する。

令和7年6月9日改訂